

令和7年度 第1回岡山県大規模小売店舗立地審査会 議事概要

- 1 日時 令和7年6月26日(木) 14時00分から14時45分
- 2 場所 ピュアリティまきび(岡山市北区下石井2-6-41)
- 3 出席者 (委員)5名 (事務局)3名
- 4 概要
(1)挨拶
(2)議事(審査案件)
笠岡モール・笠岡ファッションモール 変更

上記について事務局から説明し、質疑応答及び審議を行った。

<主な質疑内容等>

笠岡モール・笠岡ファッションモール

【交通安全について】

事務局：県関係課からの意見として、「買い物客が増加し、笠岡モール及び笠岡ファッションモールからの開発道路への流出に支障が生じる可能性がある。支障が認められる場合は、ガードマンの配置、駐車場出入口の流出専用及び流入専用の区別化等、必要な対策を講じること」とあるが、開発道路は駐車場内通路となることから、県意見としては記載しないが、設置者へしっかりと伝えてまいりたい。

委員：出入口No.2に入るまでの市道富岡59号本七丁目拾丁目線の幅員は狭く見えるが、ここを来客は出入りするのか。

事務局：図面上では、市道富岡59号本七丁目拾丁目線の幅員は4.6mとなっているが、現地を確認したところ拡幅されて、6mになっていた。

委員：開発道路を歩行者が横断することはないのか。横断歩道等は必要ないのか。

事務局：笠岡モールと笠岡ファッションモールは距離があるため、両店舗を行き来する場合、多くは車に乗って移動すると考えられる。開発道路を横断する歩行者はゼロではないだろうが、県警や所轄警察署からは特に指摘はなかった。

【駐車場台数について】

委員：駐車場台数は指針を満たしていると考えてよいか。

事務局：本来なら、笠岡モールと笠岡ファッションモール合わせた面積で指針による算定式から算出する。しかし、笠岡モールは既に営業しており、増床の場合は現状の駐車場の利用状況データなどの根拠を示して必要台数も算出することも可能とされていることから、今回は笠岡モールと笠岡ファッションモールを分けて算出した。分けて考えるとそれぞれ必要台数を満たしている。

【計画地について】

委員：笠岡ファッションモールの南側の空地とは何か。

事務局：現在、畑となっている。

委員：駐車場No.2南東側の通路は車が通れるようにするのか。

事務局：住民説明会で設置者から、水路に蓋をかけ、従業員は車で通行できるようにする計画について話があったが、住民から市道が狭いため交通量が増えると危険だという意見や、周辺住民だけ通行できるようにしてほしいなど様々な意見がでていた。最終的には、バリカーを設置して、歩行者と自転車だけが通行できるようにする予定とのことだ。